

【表紙】

【発行登録番号】	27 - 関東188
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月30日
【会社名】	広島ガス株式会社
【英訳名】	HIROSHIMA GAS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 田 村 興 造
【本店の所在の場所】	広島市南区皆実町二丁目7番1号
【電話番号】	広島(082)251-2151(代表)
【事務連絡者氏名】	財務グループマネジャー 三 宅 英 之
【最寄りの連絡場所】	広島市南区皆実町二丁目7番1号
【電話番号】	広島(082)251-2151(代表)
【事務連絡者氏名】	財務グループマネジャー 三 宅 英 之
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成27年11月7日）から2年を経過する日（平成29年11月6日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 20,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

設備資金、社債償還資金、短期社債（コマーシャル・ペーパー）償還資金および借入金返済資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第161期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年6月24日関東財務局長に提出
事業年度 第162期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第163期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） 平成29年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第162期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日） 平成27年8月11日関東財務局長に提出
事業年度 第162期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日） 平成27年11月16日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第162期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日） 平成28年2月15日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第163期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日） 平成28年8月15日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第163期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日） 平成28年11月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第163期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日） 平成29年2月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第164期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日） 平成29年8月14日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成27年10月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月24日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（平成27年10月30日）までの間において生じた事項は以下のとおりです。

当社は、平成21年3月に判明した連結子会社である広島ガス開発(株)において発生した事件に関連し、計10件（原告11社）の損害賠償請求訴訟の提起を受け、その後、9件の訴訟が終了し、1件の訴訟について係争中でありましたが、当該訴訟の原告である㈱アイラックとの間で平成27年8月17日付で和解が成立したことから、これら10件の訴訟がすべて終了したため、参照書類としての有価証券報告書に記載した「(11)訴訟による影響」は消滅しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は上記記載の「(11)訴訟による影響」の消滅を除き、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

広島ガス株式会社 本店

（広島市南区皆実町二丁目7番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし